

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	
310709004	元年 7月9日	元年 9月10日	元年 10月28日	共済組合における保険証の性別記載の取扱いについて	国民健康保険における保険証の性別記載については、性同一性障害などの事情がある場合には裏面記載とすることが可能であると、厚生労働省からの通知によって明示されています。 この対応について、国家公務員や地方公務員、私学教員等の所属する共済組合においても同様の取扱いである旨を通知等で明示していただけないでしょうか。	公務員にも同様のニーズがある一方、厚労省の通知では共済組合の取扱いが明示されていないため、個人が裏面記載等の対応を希望するにあたって保険者との交渉が難航することがあります。 参考:国民健康保険被保険者証の性別表記について(回答)(平成24年9月21日)(保国発0921第1号)(島根県松江市長あて厚生労働省保険局国民健康保険課長通知) https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokai/hokuriku/iryu_hoken/kisai/documents/0207.pdf	個人	警察庁 総務省 財務省 文部科学省	【警察庁】 警察共済組合の組合員証等の性別記載については、実例が発生した際に保険者において検討・判断しているところです。 【総務省】 地方職員共済組合、東京都職員共済組合、指定都市・市町村・都市職員共済組合の組合員証等の性別記載については、実例が発生した際に保険者において検討・判断しているところです。 【財務省】 国家公務員共済組合の組合員証等の性別記載については、厚生労働省からの通知に沿って、実例が発生した際に保険者において検討・判断しているところです。 【文部科学省】 私学共済の加入者証等及び公立学校共済組合の組合員証等の性別記載については、法令等の明示的な規定はなく、実例が発生した際に保険者において検討・判断しているところです。	現行制度下で対応可能	【警察庁】 厚生労働省からの通知を踏まえた対応がされるよう、改めて通知等により周知します。 【総務省】 厚生労働省からの通知は平成24年に地方職員共済組合、東京都職員共済組合、指定都市・市町村・都市職員共済組合に参考として情報提供していますが、当該通知を踏まえた対応がされるよう、改めて通知等により周知します。 【財務省】 厚生労働省からの通知を踏まえた対応がされるよう、改めて通知等により周知します。 【文部科学省】 厚生労働省からの通知を踏まえた対応がされるよう、改めて通知等により周知します。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
310826001	元年 8月26日	元年 9月10日	2年 1月23日	各士業の強制入会制度の廃止(弁護士を除く。)	自治に必要な弁護士会を除き、憲法22条から各士業の強制入会制度は廃止すべきである。	<p>士業における強制入会制度は、制度発足時を見ると必要性があったかと思われるが、昨今の時代背景からは強制入会制度の維持は職業遂行の自由(不合理な負担)に制約があるものと考えられ、強制入会に対する制約の根拠、合理性に欠ける。昨今の士業の会は、会員減少に伴う会費の上昇が著しく、いくつかの会に所属する人にとってはなおさら、生活士の足かせとなっている。加えて、強制会はその会の存続に会費を利用し、会員のためというよりは会のための会費となっている。また、弁護士会とは異なり、各会に自治が必要なのか。懲戒・罰則等は監督官庁や大臣が行うこととなっており、弁護士会とはその考え方が異なる。司法制度の公正化の見地からも不要な会ではなからうか。仮に会による専門職としての資質の向上が必要であったとしても、資格更新制度などで担保でき、また現在任意加入となっている士業においても、任意加入制度をもって資質向上が図られていないと言えざるを得ない。報酬についても自由化され、その面からも強制入会の根拠に欠ける。強制入会制度がなくなれば、もっと多くの人が資格者としてチャレンジでき、それが良い競争となり、自然に資質も向上し、ひいては国民のためになるものと考えられる。</p>	個人	<p>【金融庁】 公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類等の信頼性を確保することを使命としています(公認会計士法第1条)。 日本公認会計士協会は、この公認会計士の使命に鑑み、公認会計士の自治機能の強化を通じて、公認会計士監査制度の健全な発展と監査体制の強化が図られることを目的とした団体であり、この自治機能が十分に発揮されるためにはすべての公認会計士が、団体の運営に参画し、団体の組織規律と自主措置に従うことが望ましいことから、強制加入が定められています。 【総務省】 行政書士法第15条において、行政書士会は、会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び進捗に関する事務を行うことを目的として、設置されている旨が規定されています。具体的には、会員の業務の改善進歩に必要な講演会又は研修会の開催、業務に関係する法令の調査研究、会員の福利厚生などの事務を行っています。行政書士が行政書士会から業務の指導、助言、情報の提供等を受けることが業務を適正に遂行する上で不可欠であるため、行政書士会への入会は必要だと認識しております。 【法務省】 司法書士又は土地家屋調査士となる資格を有する者が司法書士又は土地家屋調査士になるためには、司法書士名簿又は土地家屋調査士名簿に登録を受けなければならないこととされています。 【金融庁】 公認会計士法第46条の2 【総務省】 行政書士法第6条第1項 行政書士法第6条の2 行政書士法第6条の2 行政書士法第15条 行政書士法第16条の5 【法務省】 司法書士法第57条第1項、第2項、第10条第1項第1号、73条、第3条第2項第3号 土地家屋調査士法第52条第1項、第2項、第10条第1項第1号、第68条、第3条第2項第3号 【財務省】 税理士法49条の6により、税理士は、当然、税理士会の会員となることとされています。 【厚生労働省】 社会保険労務士法第25条の29により、社会保険労務士及び社会保険労務士法人は、当然、社会保険労務士会の会員となることとされています。 【経済産業省】 弁理士法第60条において、弁理士及び特許業務法人は、当然、日本弁理士会の会員となることを定めており、強制加入制度を採用しています。</p>	<p>【金融庁】 公認会計士法第46条の2 【総務省】 行政書士法第6条第1項、第2項、第10条第1項第1号、73条、第3条第2項第3号 土地家屋調査士法第52条第1項、第2項、第10条第1項第1号、第68条、第3条第2項第3号 【財務省】 税理士法49条の6 【厚生労働省】 社会保険労務士法第25条の29 【経済産業省】 弁理士法第60条</p>	<p>【金融庁】 司法書士又は土地家屋調査士の業務を行うことができないとされているのは、その業務が、公共性の強い不動産登記申請代理等、国民の権利に多大な影響を及ぼすものであり、このような国民の権利が不当に損なわれることのないよう、司法書士会又は土地家屋調査士会による指導及び司法書士会規則又は土地家屋調査士会規則によって規律し、職務の適正に遂行されることを目的としています。 【厚生労働省】 税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、納税義務の適正な実現を図る(税理士法第1条)という公共的使命を担っています。 この使命にかんがみ、税理士業務の改善進歩に資するため、税理士に対する指導・監督に関する事務などを税理士会が行っていることから(税理士法第49条)、税理士は登録を受けた者に税理士会の会員となることとされています(税理士法第49条の6)。 【厚生労働省】 社会保険労務士会は、「会員の品位を保持し、その資質の向上と業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び進捗に関する事務を行うこと」を目的とし、その設立が法律上義務付けられています。 社会保険労務士は、一定の業務に従事する独占的な立場が認められている国家資格者として、社会保険労務士会に入会し、その指導を受け、資質の向上を行い、公正な立場で誠実に業務を行うことが必要であるため、社会保険労務士としての登録を受け、同時に、当然社会保険労務士会の会員となることとされています。 【経済産業省】 工業所有権等に関する手続きの円滑な実施及び工業所有権等の活用に寄与し、国民経済の健全な発展に貢献するという高い公共的役割を担っている観点から、弁理士には、一定の業務の独占権が付与されており、これに伴い、業務に関する法令及び実態に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならないという職責があります。このため、所管官庁には弁理士の監督権が付与されていますが、弁理士の一人一人の行状を監視することは行政の労力も膨大なものとなり、行政のスリム化に逆行し、必ずしも効率的とは言えません。 また、弁理士の職責を全うするためには、弁理士の自治的な団体により、構成員が相互に監視し、自主的に弁理士の公共的役割の達成に努力し、違反行為の防止に努めることが効果的です。 このことから基本的には所管官庁による監督の下で、法律上強制的に弁理士会を設立させ、弁理士をその会に強制的に加入させることにより、弁理士会が役員である弁理士に対し指導及び監督を行い、弁理士としての品位の保持や弁理士業務の改善・進歩を期することとしています。</p>	◎		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。

- ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
- :所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
311015011	元年10月15日	2年2月7日	2年3月25日	登記情報サービスから取得した登記簿謄本を原本としての扱い希望について	不正複製防止等のセキュリティを強化し、インターネットで取得した登記簿謄本も原本として認めてほしい。	酒免許申請時、宅建免許の変更申請時において、登記簿謄本を提出する場合には、法務局から取得した登記事項証明書の原本のみが受理され、一般財団法人民事法務協会が提供している登記情報サービスから取得した登記簿謄本は認められていない。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	法務省 国土交通省	【法務省】 登記情報提供システムでは、登記者が保有する不動産登記、商業・法人登記等の登記情報をインターネットを利用して、利用者が自宅や事務所のパソコンのWebブラウザからインターネット上で閲覧・保存することができる登記情報提供サービスを提供しています。当該サービスでは、行政機関等への申請等の際にあらかじめ取得した照会番号を提供することで登記事項証明書の提出に代えるサービスとして、行政機関等が照会番号に基づきインターネットで登記情報の確認を行うことができる「照会番号制度」(http://www.mof.go.jp/MINJI/minj25.html)を既に運用しています。 【財務省】 酒類の販売免許申請においては、履歴事項の全部を証明した法人の登記事項証明書(申請者が法人の場合)及び申請販売場の所在する土地及び建物に係る登記事項の全部を証明した全部事項証明書の添付が必要となります。 インターネットで登記情報提供サービスによる登記情報を印刷したもの、免許申請書の添付書類とすることはできませんが、e-Taxを利用して申請する場合は、当該インターネットで登記情報提供サービスから発行された「照会番号」、「照会番号の発行年月日(西暦)」を入力する方法により、インターネットで登記情報提供サービスを活用した添付省略が可能となっております。 【国土交通省】 宅地建物取引業法第4条第2項及び宅地建物取引業法施行規則第1条の2第1項第10号に基づき、宅地建物取引業免許の更新を受けようとする者は、法人である場合においては、登記事項証明書を添付することとなります。 また、宅地建物取引業法第4条に基づき、法人の商号や役員の名前等に異変があった場合は、その旨を届け出ることとなり、その確認資料として登記事項証明書の添付を求めています。	【法務省】 照会番号制度は、現在既に運用している制度ですが、さらに、昨年12月16日に施行された情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令第5条(「電子」三)でも規定され、これにより、行政機関等が当該制度を利用して必要な情報を参照することができる場合には、申請人は登記事項証明書の添付を省略することができることとされています。また、照会番号制度のほかにも、同施行令第5条(「電子」三)では、行政機関間の情報連携によって人手・参照することができる登記情報をもって、各行政手続において登記事項証明書の添付を省略することができることとされており、当該情報連携は本年10月以降に運用が開始される予定です。このように、行政手続における登記事項証明書の添付省略を実現するための制度は既に措置されています。これを踏まえ、個別の行政手続において登記事項証明書の添付省略を実際に許容することとすることは、これらの手続を所管する府省庁における個別判断に委ねられます。 【財務省】 酒類の流通に関する手続に着手 【国土交通省】 デジタル行政推進法により、行政機関間の情報連携等によって人手・参照できる情報に係る添付書類について、添付を不要とする旨の措置が整備されており、法人並びに土地及び建物の登記事項証明書については、上記のとおり、本年10月以降に情報連携の開始が予定されており、酒類の販売免許申請において、登記事項証明書の添付省略が可能になると考えられています。	【法務省】 登記情報提供システムでは、登記者が保有する不動産登記、商業・法人登記等の登記情報をインターネットを利用して、利用者が自宅や事務所のパソコンのWebブラウザからインターネット上で閲覧・保存することができる登記情報提供サービスを提供しています。当該サービスでは、行政機関等への申請等の際にあらかじめ取得した照会番号を提供することで登記事項証明書の提出に代えるサービスとして、行政機関等が照会番号に基づきインターネットで登記情報の確認を行うことができる「照会番号制度」(http://www.mof.go.jp/MINJI/minj25.html)を既に運用しています。 【財務省】 酒類の販売免許申請においては、履歴事項の全部を証明した法人の登記事項証明書(申請者が法人の場合)及び申請販売場の所在する土地及び建物に係る登記事項の全部を証明した全部事項証明書の添付が必要となります。 インターネットで登記情報提供サービスによる登記情報を印刷したもの、免許申請書の添付書類とすることはできませんが、e-Taxを利用して申請する場合は、当該インターネットで登記情報提供サービスから発行された「照会番号」、「照会番号の発行年月日(西暦)」を入力する方法により、インターネットで登記情報提供サービスを活用した添付省略が可能となっております。 【国土交通省】 宅地建物取引業法第4条第2項、第9条、宅地建物取引業法施行規則第1条の2第1項第10号	【法務省】 照会番号制度は、現在既に運用している制度ですが、さらに、昨年12月16日に施行された情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令第5条(「電子」三)でも規定され、これにより、行政機関等が当該制度を利用して必要な情報を参照することができる場合には、申請人は登記事項証明書の添付を省略することができることとされています。また、照会番号制度のほかにも、同施行令第5条(「電子」三)では、行政機関間の情報連携によって人手・参照することができる登記情報をもって、各行政手続において登記事項証明書の添付を省略することができることとされており、当該情報連携は本年10月以降に運用が開始される予定です。このように、行政手続における登記事項証明書の添付省略を実現するための制度は既に措置されています。これを踏まえ、個別の行政手続において登記事項証明書の添付省略を実際に許容することとすることは、これらの手続を所管する府省庁における個別判断に委ねられます。 【財務省】 酒類の流通に関する手続に着手 【国土交通省】 デジタル行政推進法により、行政機関間の情報連携等によって人手・参照できる情報に係る添付書類について、添付を不要とする旨の措置が整備されており、法人並びに土地及び建物の登記事項証明書については、上記のとおり、本年10月以降に情報連携の開始が予定されており、酒類の販売免許申請において、登記事項証明書の添付省略が可能になると考えられています。	◎
311015044	元年10月15日	元年11月15日	元年12月19日	たばこ販売免許取得における現地調査について	調査の際の許可条件については、特区等を除いては共通であることが望ましいと考える。また、工事工程を考慮すると、現場調査の際には外構工事が完了していない状況が多く、アスファルトの仮舗装を実施し、その後、撤去し、本舗装を行う等の経済的なデメリットも発生していることから、全国を通じ、砕石転圧で平滑な常用であれば距離測定を実施するものとし、必要に応じて完成後の写真を提出する、という方式とするよう検討をいただきたい。	たばこ販売に関する申請を行った後の現地調査について、 ①許可条件となる内容が地域により異なることがある ②距離を測る際に、砕石転圧では認められず、アスファルトの施行を求められることがある	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	法務省	①たばこ事業法上、小売販売業の許可に際し、許可の条件を付することができることとされています。 ②規定上、小売販売業の許可申請に係る現地調査において、申請者から既設営業所との距離は、原則として、予定営業所の営業行為を行う店舗の出入口の中央から既設営業所の営業行為を行う店舗の出入口の中央までで、通常人車の往來する道路に沿って計測することとされています。 ①たばこ事業法第24条 ②製造たばこ小売販売業許可等取扱要領	◎			
311015045	元年10月15日	元年11月15日	元年12月19日	酒類・たばこ販売時の遠隔地からの年齢確認について	酒類・たばこ販売時に、現認による年齢確認ではなく、遠隔地からカメラ越しでの確認を許可してほしい。	遠隔地からの年齢確認が認められれば、店舗や売場(レジ)が無人の状態でも酒類・たばこ販売が可能となり、省人化・無人化に寄与するため。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	警察庁 財務省	1. たばこ事業法では、店舗や売場で販売時の年齢確認の方法について、特段の規定はありません。 他方、20歳未満の者の喫煙を禁止している未成年者喫煙禁止法では、たばこ小売販売業者等において年齢の確認その他の必要な措置を講じる必要があるとされ、20歳未満の者に対してその用に供すると知ってたばこ又は器具を販売した場合には罰則が設けられています。 また、たばこ小売販売業者が未成年者喫煙禁止法に違反し、罰金刑に処せられた場合は、たばこ事業法の規定に基づき小売販売業の許可の取消し事由等が該当し、許可を取り消し、又は1月以内の期間を定めてその営業の停止を命ずることができることとされています。 このため、たばこ小売販売業者には、その旨を説明し、確実な年齢確認の実施を指導しております。 2. 「酒税法及び酒類の税金及び酒類業組合法等に関する法律」では、酒類の販売時ににおける年齢確認方法について、特段の規定はありません。 他方、20歳未満の者の飲酒を禁止している未成年者飲酒禁止法では、酒類の販売業者等において年齢の確認その他の必要な措置を講じる必要があるとされ、20歳未満の者に対してその用に供すると知って酒類の販売又は供与した場合には罰則が設けられています。 また、酒類販売業者が未成年者飲酒禁止法に違反し、罰金刑に処せられた場合は、酒税法の規定に基づき酒類販売業免許の取消し事由に該当し、免許を取り消すことができることとされています。 このため、酒類販売業者には、その旨を説明し、確実な年齢確認の実施を指導しております。	1. たばこ事業法第31条 未成年者喫煙禁止法第4条、第5条 2. 酒税法第10条、14条 未成年者飲酒禁止法第1条第3項、第4項、第3条第1項	◎		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議（各ワーキング・グループ）において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号（◎、○、△）については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎：各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○：所管省庁に再検討を要請（「◎」に該当するものを除く）する事項
 △：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
311015046	元年10月15日	元年11月15日	元年12月19日	システムによる年齢確認について	会員の身分証明書及び生年月日を予めシステムに登録しておき、酒類・たばこ販売時に会員情報と照合することで年齢確認することを許可したい(AIの活用も含む)。	システム照合による年齢確認が認められれば、店舗や売場(レジ)が無人の状態でも酒類・たばこの販売が可能となり、省人化・無人化に寄与するため。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	警察庁 財務省	1 たばこ事業法では、店舗や売場での販売時の年齢確認の方法について、特段の規定はありません。 他方、20歳未満の者の喫煙を禁止している未成年者喫煙禁止法では、たばこ小売販売業者等において年齢の確認その他の必要な措置を講じる必要があるとされ、20歳未満の者に対してその自用に供すると知ってたばこ又は器具を販売した場合には罰則が設けられています。 また、たばこ小売販売業者が未成年者喫煙禁止法に違反し、罰金刑に処せられた場合は、たばこ事業法の規定に基づく小売販売業の許可の取消し事由等に該当し、許可を取り消し、又は1月以内の期間を定めてその営業の停止を命ずることができることとされています。 このため、たばこ小売販売業者には、その旨を説明し、確実な年齢確認の実施を指導しております。 2 「酒税法」及び「酒税の保安及び酒類業組合法等に関する法律」では、「酒類の販売時における年齢確認方法」について、特段の規定はありません。 他方、20歳未満の者の飲酒を禁止している未成年者飲酒禁止法では、酒類の販売業者等において年齢の確認その他の必要な措置を講じる必要があるとされ、20歳未満の者に対してその飲用に供すると知って酒類の販売又は供与した場合には罰則が設けられています。 また、酒類販売業者が未成年者飲酒禁止法に違反し、罰金刑に処せられた場合は、酒税法の規定に基づく酒類販売業免許の取消し事由に該当し、免許を取り消すことができることとされています。 このため、酒類販売業者には、その旨を説明し、確実な年齢確認の実施を指導しております。	1 たばこ事業法第31条 未成年者喫煙禁止法第4条、第5条 2 酒税法第10条、第14条 未成年者飲酒禁止法第1条第3項、第4項、第3条第1項	事実認識	1. 20歳未満の者の喫煙防止の観点から、たばこ小売販売業者等は、たばこを購入する者が20歳以上であることを確認する必要があります。従来、販売者が購入者を確認した上で販売を行う、いわゆる「対面販売」を行うよう心がけていたが、たばこ小売販売業者及び業界団体の皆様へ要請してきたところですが、年齢確認の方法については、販売対象者が確実に20歳以上であることが確認できるものであれば、対面販売のみに限定するものではありません。 2. 20歳未満の者の飲酒防止の観点から、酒類販売業者は、酒類を購入する者が20歳以上であることを確認する必要がありますが、年齢確認の方法については、左記制度の概要の趣旨を踏まえ、従来から確実な年齢確認の方法として、「対面販売」を原則として行うよう、酒類販売業者及び業界団体の皆様へ要請してきたところですが、年齢確認の方法については、販売対象者が確実に20歳以上であることが確認できるものであれば、対面販売のみに限定するものではありません。	
311015047	元年10月15日	元年11月15日	元年12月19日	酒免許取得に関する必要書類及びその時期について	検査済証の提出については特に意義はないが、その時期について考慮頂きたい。	酒免許を取得する際において、 ①新築の場合、建物の検査済証の提出が求められる ②上記書類の提出期限が地域により異なり、場所によっては2週間前までに求められる場合がある。 コンビニエンスストアの場合は平屋建てが多く、工事規模が小さいことから完了日が開店日の直前になることが多い。検査済証発行から開店日までの準備期間についても多くの日数を要するため、2週間前に提出が必要という地域においてはスケジュールを検討することになる。書類確認と考えると1日あれば十分であり、また、行政手続きという観点も考慮しても2～3日が妥当ではないかと考える。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	財務省	酒税法では、酒税の適正かつ確実な賦課徴収を図るという国家の財政目的のため、酒類の製造及び販売業について免許制を採用しています。 免許の申請があった場合において、同法第10条各号のいずれかに該当するときは、税務署長は、免許を与えないことができることとなり、同法第十号では「酒類の製造免許又は酒類の販売業免許の申請者が破産手続開始の決定を受けた後権を得ていない場合その他その経営の基礎が薄弱であると認められる場合」と規定されており、 法令解釈通達では、同号の判断に当たり、「免許を付与するまでに販売施設及び設備を有することが確実と認められるものである」旨を免許取得要件の一つとしており、これを確認するための参考資料として、酒税法施行規則第7条の3第2項第五号に基づき、検査済証の提出を求めることがあります。	酒税法第9条第1項、第10条第十号、酒税法施行令第14条第2項、酒税法施行規則第7条の3第2項第五号、法令解釈通達第2項第10条関係1・3	対応	検査済証の提出を求める必要がある場合において、その提出時期については、申請者の実情に合った強力的な対応を行うよう、各国税局及び沖縄国税事務所に対して、令和元年12月に事務連絡を行うこととしております。	
311015048	元年10月15日	元年11月15日	元年12月19日	電子帳簿保存法の事業年度途中で承認申請について	会計帳簿について、電子帳簿保存法に基づく電子データ保存を適用するには、帳簿の備え付けを開始する3か月前(2月決算の場合、11月末申請、実施3月～)までに所轄税務署長に対して申請を行う必要があるが、事業年度の開始日に限定せず、期中であっても電子データ保存への移行ができるよう運用緩和をご検討頂きたい。		(一社)日本フランチャイズチェーン協会	財務省	電子帳簿保存及びスキヤン保存制度を適用しようとする場合においては、国税関係帳簿書類を保存する義務がある者は、原則として国税関係帳簿の備付けを開始する日又は国税関係書類に係る電磁的記録の保存もって当該国税関係書類の保存に代える日の3か月前の日までに、所轄税務署長あてに承認申請書を提出しなければならないこととされています。	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律等	その他	○電子帳簿保存及びスキヤン保存制度を適用しようとする場合における申請期間のあり方については、納税者の負担軽減や適正な帳簿の確保の必要性等を踏まえ、通常の税制改正プロセスで処理されるものであると考えています。 ○なお、現状でも以下のような場合には申請期限を緩和しています。 ・新たに業務を開始した個人の場合：業務開始以後2月以内 ・新設法人の場合：設立の日以後3月以内	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける処理方針	
									制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
311015049	元年10月15日	元年11月15日	元年12月19日	電子帳簿保存法のフランチャイズにおける本部代理申請について	電子帳簿保存法の承認申請について、法人自身が、本店所在地の所轄税務署長に対して承認申請を行う必要があるとの通則があるが、本部一括での代理申請等、運用緩和をご検討頂きたい。	本部が各フランチャイズ店に提供する情報システムサービスの変更により、国税関連帳簿書類のペーパーレス化推進を検討している。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	財務省	国税関係帳簿書類を保存する義務がある者は、国税関係帳簿の備付けを開始する日又は国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該国税関係書類の保存に代える日の3月前の日までに、所轄税務署長等に承認申請書を提出しなければならないこととされています。ただし、所轄税務署長の他に、承認申請書の提出に当たって便宜とする所轄外の税務署長があって、その便宜とする事情について相当の理由があると税務署長が認めたときは、所轄外の税務署長を経由して所轄税務署長に提出することができます。	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律 等	対応不可	○ 国税関係帳簿書類の電磁的保存に当たっては、保存義務者は所轄税務署長あてに承認申請書を提出しなければならないこととされているところ、便宜とする事情について相当の理由があると認められたときは、便宜とする所轄外の税務署長を経由して申請書を提出することができることとされています。 ○ 具体的には、複数の製造場を有する酒類事業者が、各製造場に保存の必要がある酒類の製造に関する事実を記載した帳簿について承認を受けようとする場合において、本来であれば製造場の所在地の税務署長に申請書を提出すべきところ、その本店等の所在地を所轄する税務署長に一括して行う場合などが該当するものと考えられますが、これについては、一の申請者が複数の手続を行うことを前提としているものです。 ○ ご提案の内容は、本部が別人格の法人等であるフランチャイズに係る申請書の作成から提出までを代理することを指しているものと考えますが、前述のとおり、当該制度は他社の申請に係る手続についてまで一括して行うことを認めているのではなく、本部一括での代理申請等を行うことは法令上認められていないと考えられます。 ○ なお、他社の申請書の作成等を行うことは、税理士法に規定する税理士業務に該当するため、税理士又は税理士法人でない者は行うことができません。	
311021015	元年10月21日	元年11月15日	元年12月19日	行政機関からの照会に係る事務手続の電子化	【提案の具体的内容】 行政機関から生命保険会社に対する保険契約の有無・内容に係る照会手続を電子化いただきたい。	【提案理由】 ・行政機関は、財産調査等を目的として、多種多様な様式の紙媒体の文書を大量に生命保険会社へ送付する形で保険契約の有無・内容の照会を行っている(ある生命保険会社では年間約110万件の税務関連照会、約30万件の福祉関係照会を受けている)。 ・現状、生命保険会社は、このような行政機関からの照会について、手作業で目視確認をしながら可能な限り迅速かつ適切に名寄せ等の事務処理を行い、行政機関への回答を行っているが、照会文書の様式が統一化され、手続の電子化が図られれば、行政機関および民間事業者の事務効率化に繋がるものと考ええる。 ・具体的には、例えば省庁間共通のプラットフォームを通じてデータ連携を行うなどの方法により照会手続が電子化できれば、行政機関における印刷・郵送コスト削減、行政事務の効率化が図られるだけでなく、行政手続の迅速化により、生活保護の支給開始までにかかる期間等が短縮され、真に手を差し伸べるべき者に対する支援が早期化するとともに、国民の効用も増加する。さらには、ペーパーレス化の推進により、社会・経済の発展と地球環境の調和を目指しつつ、持続可能な社会作りにも貢献することができる。 ・官民データ活用推進基本法においては、行政手続のオンライン利用の原則化(同法第10条)や、官民の情報システムの連携を図るための基礎の整備(同法第15条)が定められるなど、政府一丸となって官民の情報連携に係るオンライン化の取組みが推進されることとされており、当該取組みを通じて、行政機関から事業者への照会手続を電子化することは、政府の方針にも適うものと考ええる。また、『デジタル・ガバメント実行計画』において、金融機関×行政機関の情報連携(預貯金等の照会)について、官民双方の業務フローを整理した上で、原則としてデジタル処理を前提とした業務へと移行していくこととされているところ、保険会社への契約内容照会についても同様の対応を行っていただきたい。	【総務省】 地方税の課税・徴収における生命保険会社等に対する取引照会は、書面等で行われており、地方税に係る照会文書の様式統一については、地方団体に対し、平成27年度に作成された標準様式の使用を要請しています。 【財務省】 国税当局においては、申告納税制度の下、適正・公平な税務行政を推進しており、不正な脱税行為に対しては、厳正な税務調査等を実施するとともに、滞納となった国税については、滞納整理の早期着手・早期保全に取り組んでいるところである。 その際、納税者本人に対する調査だけでは適正な課税標準等を把握することができないと認められる場合には、取引のある生命保険会社等に対して臨場又は書面による取引照会を実施しております。 【厚生労働省】 生活保護における福祉事務所からの生命保険会社等に対する取引照会は、書面等で行われておりますが、平成27年度から照会文書の様式を統一化しており、生命保険会社に対する照会様式を出力するためのシステム改修経費については、平成30年度第2次補正予算に計上した上で、通知を改正し、令和2年4月以降、例外なく所定の様式を使用するよう取扱いを改めました。また、本年3月6日の地方自治体の生活保護担当者を集めて行う全国会議で所定の様式を使用するよう再周知しました。	【総務省】 地方税法第22条の3第2項、第26条他及び第68条第6項他(国税徴収法第141条) 【財務省】 国税通則法第74条の2、第74条の3、第74条の4、第74条の5、第74条の6及び第131条、国税徴収法第141条、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財産の確保に係る特別措置に関する法律第19条 【厚生労働省】 生活保護法第29条	【内閣官房、金融庁、総務省、財務省、厚生労働省】 行政機関から金融機関に対して行われる預貯金等の照会・回答業務のデジタル化に向けて、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年7月20日デジタル・ガバメント関係会議決定)、「世界最先端デジタル国家創造宣言」官民データ活用推進基本計画(令和元年6月14日閣議決定)等に基づき、内閣官房及び金融庁において関係省庁や地方公共団体、金融機関(銀行等、証券、保険)による検討会を今年度開催し、令和元年11月に「金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性とりまとめ」を策定しました。同方向性とりまとめは、民間事業者によるサービス等を活用し、金融機関・行政機関の双方において原則として預貯金等の照会・回答業務をデジタル化することで、金融機関の負担軽減及び行政機関による迅速かつ適正な行政事務の遂行を図ることを目指しており、引き続き、預貯金等の照会・回答業務のデジタル化に向けた対応策を検討し、順次、省力化・迅速化への取組みを推進していきます。	◎			

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
311028062	元年 10月28日	元年 11月15日	元年 12月19日	国際協力銀行による本邦民間銀行向け貸付(ツーステップローン)の要件緩和	<p>【制度的現状】 □株式会社国際協力銀行(以下JBIC)は、本邦企業の海外事業支援策の一環として、本邦産業の国際競争力の維持を目的として、株式会社国際協力銀行法第11条第3号及び第12条第6項第2号に基づき、①本邦中堅・中小企業の海外事業、②本邦企業の外国法人に対するM&A、③海外インフラ事業、に対する貸出を資金使途として、本邦民間銀行向け貸付(ツーステップローン(以下TSL))を実施することができる。しかしながら、その他の本邦の次企業の海外事業については、同条項を根拠としたTSLの対象外となっている。</p> <p>【具体的要望内容】 □株式会社国際協力銀行法第11条第3号及び第12条第6項第2号に基づき、本邦企業の海外事業への貸出を資金使途として実行されるJBICの本邦民間銀行向け貸付(TSL)において、資金使途における法人の範囲に、現在の「中堅・中小企業」に加え、「大企業」、「出資外国法人等(本邦大企業の海外現地法人等をいう。以下本要望において同じ。)」を追加。</p> <p>【要望理由】 □昨今金融機関を取り巻く国際金融市場の環境変化により本邦民間銀行の外貨資金調達(特に長期の米ドル調達)コストは高止まりしており、低利外貨調達が可能ないJBICによるTSLの重要性はより一層高まりつつあるといえる状況。 □一方、海外の日系取引先の外貨資金調達意欲は、会社規模によらず引き続き堅調。斯かる中、上述の通り、国際協力銀行法第12条第6項第2号を根拠とするTSLにおいては、大企業の海外事業に対する貸出を資金使途とすることができない(邦銀から大企業へのTSLも、邦銀から出資外国法人等へのTSLも不可)。 □そもそも、TSLの目的である「本邦産業の国際競争力の維持」は、企業規模によらず、全体としてその達成が図られるべきものであり、その意味で、中堅・中小企業に範囲を限定する現行の制度はその趣旨に必ずしも沿っていないと考えられる。また、国際金融市場に関する上述の近時環境変化を踏まえても、現行のTSLの制度を中堅・中小企業のみで限定する意味は乏しい。 □以上の理由から、上記を要望するもの。</p>	都銀懇話会	財務省	株式会社国際協力銀行法上、本邦法人の海外事業への貸出を資金使途として実行されるJBICの銀行等向けツーステップ・ローンは、①中堅・中小企業又は中堅・中小企業の出資にかかる出資外国法人等の海外事業向け(株式会社国際協力銀行法第十二条第六項第二号イ)、②海外M&A向け(株式会社国際協力銀行法第十二条第六項第二号ロ)及び③我が国の法人等、外国政府等又は出資外国法人等の海外インフラ事業向け(株式会社国際協力銀行法第十二条第六項第二号ハ)の場合について、行うことができるかとされています。	株式会社国際協力銀行法第十一条第三号、第十二条第六項第二号	その他	現行法上も、海外M&A及び海外インフラ事業に係るJBICの銀行等向けツーステップ・ローンにおいて、転貸先は中堅・中小企業に限定されておりません。支援の必要性のある分野に対して適切に対応していきます。		
31127011	元年 11月27日	元年 12月16日	2年 1月23日	工期が複数年度に亘る公共工事の発注を推進すること	工期が複数年度に亘る公共工事の発注推進	公共工事は、行政等の単年度会計の予算に基づいて発注されることから、短い工期で対応せざるを得ない場合があり、事業者にとって大きな負担となっている。このため、例えば、複数年度の予算執行を可能とする制度(債務負担行為)の活用を徹底することなどにより、工期が複数年度に亘る公共工事の発注を推進する必要がある。	日本商工会議所	総務省 財務省 国土交通省	令和元年6月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号)が改正され、 ・地域における公共工事等の実施の時期の平準化を図るため、工期等が一年に満たない公共工事等についての債務負担行為等の活用による翌年度にわたる工期等の設定その他の必要な措置を講ずること ・公共工事等に従事する者の休日や準備期間等を考慮し、適正な工期等の設定を行うこと ・発注者の責務として新たに規定されました(第7条第1項第5号及び第6号)。 また、同年6月には「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)が改正され、公共工事の施工に必要な工期の確保及び施工時期の平準化のための方策を講ずることが公共工事の発注者の努力義務として規定されました。(第17条第2項第5号)。 さらに、これらの法改正を踏まえ、同年10月には「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」の一部変更が閣議決定され、それぞれに適正な工期設定や施工時期の平準化を図るための具体的な措置が規定されました。	公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第5号及び第6号 ・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第17条第2項第5号	現行制度下で対応可能	これまで、国土交通省直轄工事では、適正な工期を設定するとともに、国庫債務負担行為の活用等により施工時期の平準化の取組を進めてきたところです。 また、地方公共団体に対しても、債務負担行為の積極的な活用、継続制度の適切な活用等施工時期の平準化に向けた取組について総務省と国土交通省の連名で繰り返し要請を行ってきたところです。 さらに、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号)の改正を踏まえ、同法に基づく発注関係事務の運用に関する指針の改定作業を実施しており、今後は、全ての地方公共団体に對して、その理念や具体的な内容について理解を深めていただいた上で、運用を徹底していただけるよう、地域発注者協議会等の場を通じて緊密に連携して取り組んでいく予定です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	
311127018	元年 11月27日	元年 12月16日	2年 1月23日	事業承継に係る提出書類を簡素化すること	事業承継税制の適用を受けた際の提出書類の簡素化	5年間の事業承継期間において、年次報告書を都道府県に、継続届出書を税務署にそれぞれ提出する必要があるが、類似の添付書類も多く、事業者にとって大きな負担となっている。このため、年次報告書と継続届出書を一本化し、書類の提出先を1カ所にすべきである。	日本商工会議所	財務省 経済産業省	円滑化法施行規則第12条第1項～第4項、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第70条の7第9項、第70条の7の2第10項、第70条の7の4第8項、第70条の7の5第6項、第70条の7の6第7項、第70条の7の8第6項 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第40条の8第36項、第40条の8の2第42項、第40条の8の4第19項、第40条の8の5第20項、第40条の8の6第27項、第40条の8の8第15項 租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)第23条の9第25項、第23条の10第23項、第23条の12第9項、第23条の12の2第17項、第23条の12の3第17項、第23条の12の5第15項	その他	○平成25年度税制改正では、「年次報告及び継続届出時に、それぞれ同様の必要書類を提出しなければならないことへの見直し要望」が強く、税務署への提出書類のうち、経済産業局(現、都道府県)への提出書類と重複するものについては、原則として税務署への提出を要しないこととし、提出書類を大幅に簡素化しております。 ○また、令和元年度税制改正では、贈与税の納税猶予適用後、先代経営者の相続が開始し、切替確認を受ける場合には、都道府県への臨時報告を不要とする手続きの簡素化を行っております。 ○さらに、令和2年度税制改正では、税務署へ提出する継続届出書等には、貸借対照表及び損益計算書の添付を要しないといった添付書類の簡素化が行われる見込みです。 ○これまでも上記のような対応を行っておりますが、今後の対応についても、通常の税制改正プロセスで処理されるものと考えています。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	
311128007	元年 11月28日	元年 12月16日	2年 1月23日	国・地方公共団体とのリース取引について①	国のリース契約について地方自治体と同様に長期継続契約の対象とすべきである。具体的には、会計法第29条の12について、地方自治法第234条の3、同法施行令第167条の17と同様の改正を行うこと。また、リース契約について、上記の措置が取られるまでの間は国庫債務負担行為を設定すること。	・現在、国がOA機器や車両をリースで導入するに際して、複数年度の使用が明白であっても、長期継続契約として締結せず、「単年度リース契約」(複数年度の使用を前提としたリース料でありながら、契約期間が単年度のリース契約を意味する。以下同じ。)が締結されることがある。国庫債務負担行為が設定された契約は増加しているものの、「単年度リース契約」が行われている実態がある。 ・国庫債務負担行為により複数年度のリース契約を締結する省庁が限られており、これらの省庁以外では、複数年度の利用を前提としたリース料による「単年度リース契約」を更新している実態があり不合理である。 ・「単年度リース契約」は、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負うか否かはリース会社の判断であるが、国は複数年度のリースと同等のメリットを享受しながら、リース会社にリスク負担を強い、公正かつ自由な経済活動を阻害している。	(公社)リース事業協会	財務省	国が翌年度以降にわたって支出することとなる契約を行う場合には、国庫債務負担行為により行うこととされています。 長期継続契約は、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供を受ける契約を締結することができますこととされています。	財政法第15条 会計法第29条の12 予算決算及び会計令第102条の2	現行制度下で対応可能	複数年度にわたって締結することが適当な契約については、契約を担当する各省各庁において、国庫債務負担行為を活用することとなっています。これは、憲法第85条において、「国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基づくことを必要とする。」(財政処理権限の国会議決原則)とされていること、財政法第15条において、「法律に基づくもの又は歳出予算の金額若しくは継続契約の総額の範囲内におけるもの外、国が債務を負担する行為をなすには、予め予算を以て、国会の議決を経なければならない。」とされていることを踏まえたものです。地方、会計法に基づく「長期継続契約」は、長期にわたって給付が継続することが明らかであって、且つ、支払額がその使用量に応じて事後的に決定される等の理由により国庫債務負担行為の予算計上に馴染みにくい①電気、②ガス、③水、④電気通信に限って、例外的に(国庫債務負担行為や国会の議決を経ることなく)複数年度契約を締結できるとしているものです。上記の電気やガス等といった官庁が活動する際に不可欠な最小限の生活インフラに係る継続的給付契約とご提案のOA機器や車両のリース契約とは、その性格を同一視することは難しいと考えます。 したがって、各省各庁が、それぞれの契約内容を踏まえた上で、必要に応じて複数年度契約を締結することが適当と判断するものについては、国庫債務負担行為の予算計上を行い、国会の議決を経るという財政処理の基本原則に従うべきであると考えます。 仮に、OA機器や車両のリース契約を長期継続契約の対象と認めると、毎年度入札を行うことが適当な契約についてまで国会の議決なく複数年度契約が締結され、国の経済的利益が損なわれるおそれがあるほか、競争が十分に働かないことにより他の事業者の受注機会が奪われるおそれもあることから適当ではないと考えます。 よって、複数年度にわたって締結することが適当な契約については、各省各庁の判断の下、国庫債務負担行為の制度を積極的に活用することが適当と考えます。
311128008	元年 11月28日	2年 1月24日	2年 2月25日	国・地方公共団体とのリース取引について②	現状は、国・地方公共団体が独自にリース契約書を作成しているが、国・地方公共団体向けのリース取引が拡大しているなかで、国・地方公共団体並びにリース会社ともに契約内容を確認するための事務負担が生じている。リース取引の慣習法として根付いている「リース契約書(参考)2018年3月改訂」及び「プログラム・リース契約書(参考)2019年4月改訂」を基礎とした統一した契約書のひな形を作成することにより、国・地方公共団体並びにリース会社の事務合理化を促進することができる。	・現状は、国・地方公共団体が独自にリース契約書を作成しているが、国・地方公共団体向けのリース取引が拡大しているなかで、国・地方公共団体並びにリース会社ともに契約内容を確認するための事務負担が生じている。リース取引の慣習法として根付いている「リース契約書(参考)2018年3月改訂」及び「プログラム・リース契約書(参考)2019年4月改訂」を基礎とした統一した契約書のひな形を作成することにより、国・地方公共団体並びにリース会社の事務合理化を促進することができる。	(公社)リース事業協会	総務省 財務省	(国) ・国が契約を締結する際、原則として、契約書を作成することが必要です。 ・契約書に記載すべき事項は会計法第29条の8第1項等で規定していますが、契約の性質又は目的を踏まえ、契約書に記載する事項を省略し或いは追加することも可能です。(地方公共団体) 地方公共団体の契約における契約書については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5条において、契約書を作成する場合には、当該地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印しなければ当該契約は、確定しない旨の規定のみであり、その他の必要な事項は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の2により、地方公共団体の財務に関し必要な事項は、各地方公共団体の規則で定めることとされています。	会計法(昭和22年法律第35号)第29条の8第1項 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条第1項 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の2	対応不可	・国や地方公共団体が締結するリース契約については、その性質・目的は多種多様であり、さらに、同じ製品をリース契約により関連する場合であっても、当該製品の設置場所、使用頻度などを踏まえ、契約担当官が契約書に記載する事項について個別に検討等することとなります。 ・国や地方公共団体が作成する契約書については、後日、契約上の紛争や疑義が生じるとを避けるため、できるだけ詳細に規定することが求められますので、上記を踏まえますこと提案いただいた統一した契約書のひな形を作成することは困難と考えます。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける処理方針	
									制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
311128009	元年 11月28日	2年 1月24日	2年 2月25日	国・地方公共団体とのリース取引について③	リース会社が国・地方公共団体に発行するリース料の請求書について、リース会社様式で作成した請求書の発行を認めるとともに届出印の押印を不要とすること。また、国・地方公共団体のリース料の支払いについて口座振替による方法を導入すること。	・リース会社は国・地方公共団体に対してリース料の請求書を毎月発行しているが、リース会社様式の請求書認めず、国・地方公共団体様式で請求書の作成を求められる場合がある。また、リース会社様式で請求書の発行が認められている場合であっても、契約書に押印した印鑑の押印が求められるほか、官公庁の指示により手書きでの追記が求められる場合がある。 ・これらの作業をするために、リース会社のリース料請求事務に不合理な負担が生じている。 ・国・地方公共団体のリース料の支払いは、口座振替によることがほとんどなく、官公庁・リース会社の事務合理化のために、リース料の口座振替を認めること。	(公社)リース事業協会	総務省 財務省	制度の現状 請求書の様式、押印の要否等については、会計法令上定められておりません。 ・預金金の支払いについては、預金又は貯金への振込の方法によることが可能となっております。 (地方公共団体) 地方公共団体が支払いを行う際に求める請求書については法令上の定めはありませんが、地方公共団体の財務に關し必要な事項は、各地方公共団体の規則で定めることとされています。また、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第165条の2により口座振替による支出が可能である旨が規定されています。	予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第48条の2第1項第3号 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第165条の2、第173条の2	現行制度下で対応可能	(国) ・請求書については、請求に必要な事項が記載されているものであれば、会計法令上いかなる様式でも問題ないものと考えております。但し、押印については、文書が真正に成立したものであることを確認する必要があることから、省略は適当でないものと考えております。 ・預金金の支払いについては、預金又は貯金への振込の方法によることが可能となっております。 (地方公共団体) ・地方公共団体の支出は、地方自治法第232条の5第1項により債権者のためであれば、これをすることができないとされているため、請求書等により支出先が正当な債権者であることの確認が必要ですが、国と同様に、請求に必要な事項が記載されているものであれば、地方自治法令上いかなる様式でも問題ないものと考えております。但し、押印については、文書が真正に成立したものであることを確認する必要があることから、省略は適当でないものと考えております。 ・地方公共団体の支出については、地方自治法施行令第165条の2により口座振替による支出が可能となっております。	
311128026	元年 11月28日	2年 1月24日	2年 2月25日	書面申請における登録免許税の電子納税の活用	商業登記や不動産登記等、登録免許税が課される申請を書面にて行う際に、電子納税をした納付区分番号等、識別に用いられる文字列を記載することにより、領収証書や収入印紙の貼付を不要とすること。	電子納税は、完全に卓上で完結して利用することができ、非常に利便性の高い仕組みとなっております。その一方で、登録免許税の納付方法は、登録免許税法第3章第1節に記載された方法のみであり、極めて限定的です。 登録免許税は、登記や登録など、非常に幅広い目的で納付される税目です。もし、登録免許税を入力方式により電子納税することができるようになれば、電子申請による登記等についても、収入印紙や領収証書の貼付が不要となり、電子郵便の利用等を通じ、一層のオートメーション化を図ることができるようになります。 この場合、収入印紙や領収証書に代わって納付区分番号等の記載が必要となる可能性もありますが、必要な措置を含め、幅広く検討いただければ幸いです。	個人	法務省 財務省	登録機関は、登記等をするときには、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額の納付の事実を確認しなければならないこととされています。 ・登記等を受ける者が不動産登記法(平成16年法律第123号)等の規定に基づき電子情報処理組織を使用して当該登記等の申請を行う場合等には、登記等を受けるときは、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を、電子納付することができます。	登録免許税法(昭和42年法律第35号)第24条の2、第25条 登録免許税法施行規則(昭和42年大蔵省令第37号)第23条	その他	御提案のような制度を導入することについては、各手続における納税者のニーズに加え、システム対応の可否、費用対効果及び執行可能性等の種々の観点から検討を行う必要があります。具体的な対応については、通常の規制改正プロセスで処理されるものであると考えています。	
020207001	2年 2月7日	2年 3月4日	2年 3月25日	健康増進と大麻取締法・関税法の解釈の明確化	カンナビノイドは、ビタミン以来の健康増進物質と呼ばれ、米国の一部の諸外国で一般に広く利用・摂取されている。この物質は、大麻草から抽出される物質であるが、現行大麻取締法の適用除外となる中毒性の高い成分が混入していない部位から製造することができ、そのようなものは合法なものとして日本でも一部流通しているようである。この点、オリンピックで複数の外国人が訪日する前に、改めて法解釈を明確化する。	・合法か違法かについては国民の間で真の理解が浸透するのが適切と考えられるところ、現行法の解釈を明らかにする。新たな規制緩和を求めるものではない。 (1)大麻取締法1条は、成長した大麻草の茎と種子以外の部位から抽出された物質を適用除外としている。成長した茎又は種子だけから作られたカンナビノイドが合法であることを改めて明確化して公表する。 (2)関税法70条は、大麻取締法の許可・承認が必要な貨物については許可・承認等を受けている旨を税関に証明することを要求する。成長した茎又は種子だけから作られたカンナビノイドは大麻取締法の適用外であるから、成長した茎又は種子だけから作られている場合には通関が可能であることを明確化する。成長した茎又は種子だけから作られていることを税関から示すよう求められた場合に、どのように示せばよいのかを明確化する。具体的には、写真や製造工程の管理記録、輸出者の概要などが必要な書面を調達マニュアル等で明確化する(さもなければ輸入を行っても書類不十分である場合には没収されることになる) ・また、将来的には、THC含有量による規制へ移行すべきであると思われるところ、担当省庁における検討状況を明らかにする。	個人	財務省 厚生労働省	大麻取締法第1条は、「この法律で「大麻」とは、大麻草(カンナビス・サティバ・エル)及びその製品をいう。ただし、大麻草の成熟した茎及びその製品(樹脂を除く)、並びに大麻草の種子及びその製品を除く。」となっております。 現状、大麻草の成熟した茎及び種子から抽出された成分(Δ9-テトラヒドロカンナビノール(以下Δ9-THC)という)を除く、については、大麻取締法の大麻に該当しないため、海外からの輸入も行われています。 厚生労働省では、輸入を検討する者から問い合わせがあった場合は、海外の製造メーカーから取り寄せた大麻取締法の大麻に該当しないことを証明する資料(証明書、成分分析書、原材料と製造工程の写真)の提出を求めて、書類上大麻に該当しないことを確認しています。ただし、あくまで提出された資料に基づいて行うもので、資料上は厚生労働省が「大麻に該当しない」と回答した場合であっても、輸入の際の税関等の検査でΔ9-THCが検出された場合等には、大麻に該当するおそれがあることから、通関することはできません。 なお、現時点では、Δ9-THCが微量でも検出されれば大麻取締法の大麻に該当するおそれがあることから、Δ9-THCの含有量はゼロ又は検出しないことを確認しています。	大麻取締法	対応	現在、大麻に該当しないことを証明する書類や成熟した茎及び種子から抽出された成分の輸入時の確認については、問い合わせに応じて理解を深めています。令和2年3月末までに、必要書類等を厚生労働省と大麻取締法のホームページに掲載し、その中に、「大麻草の成熟した茎及びその茎から作られる繊維等の製品(樹脂を除きます。)」と、大麻草の種子及びその製品は規制対象から除かれる」旨を記載する予定です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
020310009	2年 3月10日	2年 4月23日	2年 5月27日	源泉徴収票の電子交付の促進に向けて	給与所得の源泉徴収票の電子的交付について、給与の支払いを受ける人(従業員)の同意を不要としたいただきたい。	平成18・19年税制改正により源泉徴収票の受給者(交付を受ける者)への電子交付は可能となったが、電子交付にあたっては、従業員に事前に承諾を得なければならないこと、受給者から書面での交付を請求された場合は書面での対応が必要となること、等の制約がある。 そのため、電子交付と帳票印刷の両方をシステム対応する必要があること、また、従業員に同意確認をするためのシステム構築が必要となることから、実質的に、電子的交付を実施しづらい状況となっている。上記2点が解消された場合、各社において電子化に踏み切ることができると考えているが、紙での対応が少量でも残るのであれば、電子化については踏み切れず、人事事務部門の生産性向上の障害となっている。	電機・電子・情報通信産業経営者連盟	財務省	給与等の支払をする者は給与等の支払を受ける者への書面による給与所得の源泉徴収票の交付に代えて、その給与等の支払を受ける者の承諾を得て、その給与所得の源泉徴収票に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとされております。ただし、給与等の支払を受ける者の請求があるときは、給与等の支払をする者は書面により給与所得の源泉徴収票を交付しなければなりません。	所得税法第226条第4・5項	対応不可	給与所得の源泉徴収票の電子的交付については、受け手である従業員等が、コンピュータやインターネットを利用していないことや電磁的方法により交付を受けた情報を視覚的に認識できないこと等より、交付行為を適正に履行したとはいえない状況が生じることが考えられます。そのため、交付を行う者は、電磁的方法による交付であっても、交付を受けた事実やその内容を受け手が適切に把握できることを事前に確認する必要があると考えられます。こうした考え方に基づき、民一民間の書面での交付について電磁的方法による交付を認めている現行の各法令では、送信を受ける側の事前同意(承諾)を要件として、電子メール等の電磁的方法によって交付を行えることとしているところ。	
020310010	2年 3月10日	2年 4月23日	2年 5月27日	国外居住親族の税扶養にかかるエビデンスの見直し	国外に居住する親族の「親族関係書類」は「コピー」でも良いこととし、また「送金関係書類」は、代表者への送金証明だけでも良いこととしていただきたい。このことにより、従業員の精神的負担と労力軽減、ひいては生産性向上に資するとともに、人事事務部門の生産性向上も大いに期待できる。	国外に居住する生計同一親族の税扶養の取り扱いにおいては、その親族の「親族関係書類(住民票等の証明書)」は「原本」の提出、または提示が必要とされている。この「原本」の取得については、代理取得ができない国(中国等)や、住民票等の証明書の発給に各人の手帳原本しかない国(ベトナム等)があるため、親族の居る国に帰国まですることが必要となっており、このような従業員には「原本」入手手続きが多大な負担となっている。同時に、すでに帰国できない、「原本」の入手が困難な場合には、コピーの提出を受け、人事事務部門側から国税庁に対し「コピーで認められるか」を都度確認するなどしており、作業が大変煩雑となっている。 また、生計を一つにしている配偶者、子供、父・母に対し、振込手数料が高いことから、特定の個人(主に配偶者)にしか送金しない、あるいは送金しないで手振している(韓国等)ような実態にもかかわらず、「送金関係書類」は親族1人1人に送金を証明する書類が必要とされたことにより、人事事務部門への問い合わせが殺到し、文化の違いや日本の国税を理解してもらうための説明に時間を要しているため、人事事務部門の多大な負担になっている。 さらに「15歳未満は銀行口座が作れない(ベトナム等)、あるいは都心部に出向かないと銀行口座が作れない(中国等)など、本国の事情があるにもかかわらず、未成年の子どもに対しても個別に送金が必要であるため、外国籍従業員には費用的にも精神的にも多大な負担となって、業務遂行上の障害となることが懸念される。	電機・電子・情報通信産業経営者連盟	財務省	(1) 確定申告において、国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける居住者は、各人別の親族関係書類(旅券の場合を除き、写しではなく原本の提出等が必要)及び各人別の送金等関係書類を確定申告書に添付し、又は確定申告書の提出の際に提示しなければならないこととされています。 (2) 給与等の源泉徴収において、国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける居住者は、各人別の親族関係書類(旅券の場合を除き、写しではなく原本の提出等が必要)を扶養控除等申告書等に添付し、又はその申告書等の提出の際に提示しなければならないこととされています。 (3) 給与等の年末調整において、国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける居住者は、各人別の送金等関係書類を扶養控除等申告書等に添付し、又はその申告書等の提出の際に提示しなければならないこととされています。	所得税法第120・190・194条 所得税法施行令第262・316条の2 所得税法施行規則第47の2・73条の2	対応不可	税法上の添付書類は、申告等の内容が適正かどうかを税務署が確認するために、納税者に提出せよと義務付けられているものであり、その真実性を確保する観点から、原則として原本によることとされています。また、国外居住親族に係る扶養控除については、平成28年度決算検査報告において、会計検査院より、控除対象扶養親族として申告されている国外居住親族が実際に扶養控除の要件(親族であるか、生計同一であるか)を満たしている旨の指摘があり、これを踏まえ、平成27年度税制改正で国外居住親族に係る各人別の送金等関係書類や親族関係書類を申告書等に添付し、又はその申告書等の提出の際に提示しなければならないこととされたものです。	
020317007	2年 3月17日	2年 4月23日	2年 5月27日	電子的な年齢確認による酒類・煙草販売が可能であることの明確化	各分野で電子的な本人確認が進むなか、酒類・煙草販売においても、顔認証による登録データベースとの照合やマイナンバーカード等のIDカードを用いたシステムによる年齢確認が可能であることを明確化すべきである。	酒類・煙草の販売者は購入者の年齢確認を行わなければならないものの、年齢確認の方法は定められていない。このため、各販売者が独自の方法で確認行為を実施しており、小売店舗においては、タッチパネルを用いた対面販売が主流となっている。昨今の労働力不足にともない、無人店舗やセルフレジの普及が進みつつあるが、ICTを活用した年齢確認が認められるか判断しないうちに、事業者は無人店舗・セルフレジにおける酒類・煙草の販売を控えている。	(一社)日本経済団体連合会	警察庁 財務省	1 20歳未満の喫煙を禁止している未成年者喫煙禁止法では、たばこ小売販売業者等において年齢の確認その他の必要な措置を講じる必要とされ、20歳未満の者に対してその飲用に供すると知ってたばこ又は器具を販売した場合には罰則が設けられています。 2 20歳未満の飲酒を禁止している未成年者飲酒禁止法では、酒類販売業者等において年齢の確認その他の必要な措置を講じる必要とされ、20歳未満の者に対してその飲用に供すると知って酒類の販売又は供した場合には罰則が設けられています。	1 未成年者喫煙禁止法第4条、第5条 2 未成年者飲酒禁止法第1条第3項、第4項、第3条第1項	事実認識	1 20歳未満の者の喫煙防止の観点から、たばこ小売販売業者等は、たばこ等を購入する者が20歳以上の者であることを確認する必要がありますが、無人店舗やセルフレジにおけるICTを活用した年齢確認の方法についても、販売対象者が確実に20歳以上であることが確認できるものであればよく、対面による確認措置のみに限定するものではありません。なお、年齢確認の措置を講じていたとしても、20歳未満の者に対してその飲用に供すると知ってたばこ等を販売した場合には未成年者喫煙禁止法違反が成立することがあります。 2 20歳未満の者の飲酒防止の観点から、酒類販売業者等は、酒類を購入する者が20歳以上の者であることを確認する必要がありますが、無人店舗やセルフレジにおけるICTを活用した年齢確認の方法についても、販売対象者が確実に20歳以上であることが確認できるものであればよく、対面による確認措置のみに限定するものではありません。なお、年齢確認の措置を講じていたとしても、20歳未満の者に対してその飲用に供すると知って酒類を販売等した場合に未成年者飲酒禁止法違反が成立することがあります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議（各ワーキング・グループ）において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号（◎、○、△）については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。

- ◎：各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
- ：所管省庁に再検討を要請（「◎」に該当するものを除く）する事項
- △：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
020317041	2年 3月17日	2年 4月23日	2年 5月27日	行政機関から生命保険会社に対する情報照会手続の電子化	照会文書の様式を統一するとともに、手続を電子化すべきである。	行政機関は、国民の財産調査等を目的として、生命保険会社に保険契約の有無や契約内容を照会している。この照会手続は、多種多様な様式の文書の送付により実施されるため、生命保険会社は目視確認をしながら手作業で名寄せ等の事務処理を行わなければならない、大きな負担となっている。	(一社)日本経済団体連合会	内閣官房 金融庁 総務省 財務省 厚生労働省	【総務省】 地方税の課税・徴収における生命保険会社等に対する取引照会文書は、書面で行われており、地方税に係る照会文書の様式統一については、地方団体に對し、平成27年度に作成された標準様式の使用を要請しています。 【財務省】 国税当局においては、申告納税制度の下、適正・公平な税務行政を推進しており、不正な税逃れに対しては、厳正な税務調査等を実施するとともに、滞納となった課税については、滞納整理の早期着手・早期保全に取り組んでいるところです。その際、納税者本人に対する調査だけでは適正な課税標準等を把握することができないと認められる場合には、取引のある生命保険会社等に対して臨場又は書面による取引照会を実施しております。なお、照会文書の書式の統一については、業界団体と協議を実施した上で、平成27年4月に統一しております。 【厚生労働省】 生活保護における福祉事務所からの生命保険会社等に対する取引照会文書は、書面で行われておりますが、平成27年度から照会文書の様式を統一しており、生命保険会社に対する照会様式を出力するためのシステム改修経費について、平成30年度第2次補正予算に計上した上で、通知を改正し、令和2年4月以降、例外的な所定の様式を使用するよう取扱いを改めました。また、本年3月の生活保護関係全国係長会議資料において所定の様式を使用する必要がある旨を掲載して各自自治体に再周知しました。	【総務省】 地方税法第22条の3第2項、第26条他及び第68条第6項（国税徴収法第141条） 【財務省】 国税通則法第74条の2、第74条の3、第74条の4、第74条の5、第74条の6及び第131条、国税徴収法第141条、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財務の確保に係る特別措置に関する法律第19条 【厚生労働省】 生活保護法第29条	検討に着手	【内閣官房、金融庁、総務省、財務省、厚生労働省】 行政機関から金融機関に対して行われる照会等の照会・回答業務のデジタル化に向けて、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年7月20日デジタル・ガバメント関係会議決定)、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(令和元年6月14日閣議決定)等に基づき、内閣官房及び金融庁において関係府省や地方公共団体、金融機関(銀行等、証券、保険)による検討会を昨年度開始し、令和元年11月に金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性ととりまとめを策定し、「デジタル・ガバメント実行計画」(令和元年12月20日閣議決定)に反映しました。 とりまとめ及び「デジタル・ガバメント実行計画」では、民間事業者によるサービス等を活用し、金融機関・行政機関の双方において原則として預貯金等の照会・回答業務をデジタル化することで、金融機関の負担軽減及び行政機関による迅速かつ適正な行政事務の遂行を図ることを目指しており、引き続き、預貯金等の照会・回答業務のデジタル化に向けた対応策を検討し、順次、省力化・迅速化への取組みを推進していきます。	
020317047	2年 3月17日	2年 4月23日	2年 5月27日	収納代行手続における電子化の推進	国として収納代行手続の電子化を推進する観点から、まずは国税・地方税の納付における書面規制を撤廃すべきである。	大手小売店舗においては、電力・ガス・水道等の公共料金や通販代金・税金等の支払いを代行する「収納代行サービス」を取り扱っている。収納代行の実施にあたっては、納付における書面規制があるため、バーコードが印刷された払込取扱票(書面)を用いる方法が大半であり、店舗には払込取扱票の控えに押印して利用者に渡す作業が発生している。支払金額が5万円(税抜)以上の場合、店舗は収入印紙を貼付する必要も生じる。労働力不足が深刻化するなか、このような書面・対面手続による事業者負担は大きく、収納代行サービスを維持・継続するためにも、デジタル技術を用いて事務作業の省力化を図ることが求められる。	(一社)日本経済団体連合会	総務省	【総務省】 地方税の納付については、地方自治法施行令第158条第2項に基づき、納税通知書その他の地方税の納入に関する書類により納税を行うこととされていますが、当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録によることも可能となっています。 【財務省】 コンビニ納付については、国税通則法第34条の3第1項第1号の規定に基づき、納税者が納付委託者に国税の納付を委託する場合は、一定のバーコード付きの納付書で納付することとされている。	【総務省】 地方自治法施行令第158条の2第2項 【財務省】 国税通則法第34条の3 国税通則法施行規則第2条	【総務省】 【財務省】 その他 その他	【総務省】 コンビニ納付については、一般的に対面により、収納が行われていますが、その実施方法については、地方自治法施行令第158条の2に基づき、各地方団体と収納事務委託者との間の契約により定められていると認識しています。なお、デジタル技術を用いた新たな仕組みにつきまして、具体的なアイデアがあれば御提示ください。	
020317057	2年 3月17日	2年 4月23日	2年 5月27日	公共調達における企業間連携の促進	システム開発の公共調達において、受託企業等からの再委託を原則認める運用に改善する措置を講じるべきである。	各府省が発注するICT関連の案件については、原則として再委託は禁止されている実態がある。これは、2006年に定められた財務大臣通知を抑制的に運用した結果と考えられる。 デジタル技術を活用した新たなサービスやソリューションの提供にあたっては、受託企業が自社で一貫して開発する従来の方式にとどまらず、大手企業、中小企業、スタートアップ企業等の様々な規模や特色を持つ企業の協業が重要な課題となっている。	(一社)日本経済団体連合会	財務省	「公共調達の適正化について(財務大臣通知)」では、システムの開発等を随意契約により委託する場合に限り、委託契約の「全部」を「一括」して第三者に委託することを禁止しています。	公共調達の適正化について(財務大臣通知)財計第2017号 平成18年8月25日	現行制度下で対応可能	「公共調達の適正化について(財務大臣通知)」では、不適切な再委託により効率性が損なわれまいよう、システムの開発等を随意契約により委託する場合に限り、委託契約の「全部」を「一括」して第三者に委託することは禁止していますが、委託契約の一部を第三者に委託することや競争入札による場合については禁止していません。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
020317076	2年 3月17日	2年 4月23日	2年 5月27日	簡素で確実な公示送達の実現	マイナポータルのお知らせ機能の利用を通じた簡素で確実な公示送達を実現すべきである。	相手方の住所・居所が不明な場合等において、税務署長や行政機関の長は納税通知書や督促状等の書類の送達に要して、行政機関の掲示場(一定の内容を掲示することで送達済みとみなす「公示送達制度」が存在する。同制度の利用に際しては、書類の返戻調査の実施が前提であり、国・自治体の負担は大きい。返戻調査にあたっては近隣者の聞き取りも行われており、個人情報漏洩につながるおそれもある。加えて、相手方が行政機関の掲示場を訪れる可能性も高くはないため、制度の効果にも疑問が残る。マイナンバー制度の導入にともない、国民と行政とのオンライン上の窓口である「マイナポータル」が稼働している。同ポータルは、行政機関が国民一人ひとりにきめ細やかな情報を提供する「お知らせ」機能を搭載している。	(一社)日本経済団体連合会	内閣府 総務省 財務省	【総務省】 地方税に関する処分通知については、地方税法に基づき書類の送達によることを基本とし、郵便等による送達が困難な場合には、公示送達をすることができることとされています。ただし、既に一部の処分通知については、地方税法に基づき、eLTAX(地方税のポータルシステム)を利用したオンラインでの送達ができることとされています。 【財務省】 国税に関する処分通知等については、各税法に基づき書類の送達によることを基本とし、郵便等による送達が困難な場合には、公示送達をすることができることとされています。また、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第9条第2項	【総務省】 地方税法第20条の2、第321条の4第7項 【財務省】 国税通則法第12条、第14条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第9条第2項	【総務省】 地方税の電子化については、eLTAXを基盤として発展してきており、既に一部の処分通知については、eLTAXを利用してオンラインでの送達が可能です。eLTAXを用いてオンラインにより送達を行う処分通知等の範囲の拡大については、今後も、納税者のニーズや費用対効果等の観点も踏まえつつ、検討してまいりたいと考えております。 【財務省】 「制度の現状」欄に記載のとおりです。オンラインにより送達を行う処分通知等の範囲については、今後も、納税者のニーズや費用対効果の観点も踏まえつつ、検討してまいります。 なお、仮に納税者の同意を前提としない送達を行う場合には、関係法令の整備が必要になります。		